

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 1 日時

平成29年3月3日（金）午後2時から午後4時10分まで

### 2 場所

津地方裁判所大会議室

### 3 参加者等

司会者 増田 啓祐（津地方裁判所刑事部裁判官）

裁判官 大熊 一之（津地方裁判所長）

裁判官 大久保陽久（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 梅原 隆（津地方検察庁検事）

弁護士 中川 大河（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～8番 8人

### 4 議事概要

（司会）

本日の進行について、説明させていただきます。

まずは最初に裁判員経験者の皆様に、どのような事件を担当されたかを御紹介いただきます。その後、審理の内容につきまして、大きく分けて冒頭陳述，論告・弁論及び証拠調べについて、それぞれ皆様方の意見を頂戴したいと思います。それから評議についての意見を頂戴した後、裁判官，検察官あるいは弁護士からの質問にお答えいただき、最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージを頂戴したいと思います。

それでは、裁判員経験者の皆様が担当されました事件について、どのような事件であったかを簡単に御紹介いただけますでしょうか。1番の方からお願いいたします。

（1番）

2か月にわたった長い裁判でした。事件の内容としては、会社経営者の殺害事件で、被害者の亡くなった状態が密室であったということと、被告人が最初から無罪を主張していて、確実な証拠が一つもないという直接証拠がない非常に難しい裁判でしたが、自分の中ではとてもいい経験ができたと思えた裁判でした。

(司会)

ありがとうございます。懲役17年という判決の殺人事件でしたね。次に2番の方、お願いします。

(2番)

現住建造物等放火事件になります。期間としては短かったのですが、量刑も少なく、難しい裁判ではなかったのかなと感じています。

(司会)

夫である被告人が夫婦関係に精神的に負担を感じて、自宅に火をつけてしまったという事件と聞いております。判決は懲役3年、執行猶予5年というものでしたね。ありがとうございました。続いて3番の方、お願いします。

(3番)

私が担当した事件は、被告人が男性、被害者が女性で、被告人は強盗殺人、死体遺棄という罪名で起訴され、無期懲役という求刑に対して、判決は無期懲役に処するという内容の裁判でした。殺害方法はロープによる絞殺、殺害理由は競艇にお金をつぎ込み、借金を返せなくなって殺してしまい、その後、別の場所に死体を遺棄したという内容です。私は補充裁判員として参加しました。

(司会)

ありがとうございます。続いて4番の方もお願いします。

(4番)

3番の方と同じ裁判を担当しました。

(司会)

被告人は罪を認めていたんですけれども、いつ殺意が発生したかとか、あるい

は借金を逃れたということで強盗になっているのですが、借金を逃れる意思がどのくらい強かったのかというところに少し争いがあった事件ということでよろしかったですね。次に5番の方、よろしくお願いします。

(5番)

殺人事件の裁判でした。特徴としては、被告人が高齢であるということと、それに伴って認知障害もあったので、それがどのように動機の形成や量刑に影響を与えるかということが、私にとっては難しいと感じるものでした。被害に遭われた方が被告人の肉親ということで、金銭関係と噂話が動機と言われており、そのような動機の中で認知障害の被告人をどのように理解して判断していくかということが重要である裁判であったと感じています。

(司会)

ありがとうございます。殺人事件、懲役8年の判決でしたね。土を口にに入れて殺害した事件であったと聞いております。次に6番の方、お願いします。

(6番)

私の場合は、ラブホテルにおける強盗殺人事件で、被害者が外国人というもので無期懲役の判決でした。

(司会)

強盗殺人ということで、ホテルでお金を盗った後に殺害したという事件であり、殺意が争われた裁判ということでよろしかったですね。ありがとうございます。続いて7番の方、お願いします。

(7番)

覚せい剤の密売人の事件でした。この被告人自体が何度も同じような罪を犯しており、懲役10年という判決でしたが、10年後にこの被告人がまた同じような事件を繰り返すのではないかとということがちょっと心配です。

(司会)

ありがとうございます。8番の方もお願いします。

(8番)

7番の方と同じ事件を担当しました。裁判に参加した裁判員の方のいろいろなものの見方や考え方、裁判官の方のものの見方や考え方があり、とてもいい経験をさせてもらったと思っています。

(司会)

いわゆる麻薬特例法違反の事件ですが、懲役10年、罰金200万円という判決でしたね。ありがとうございました。

それでは、こういった事件であったということを前提といたしまして、裁判の中身について、いろいろ御意見を伺ってまいりたいと思います。まず順番としまして、最初に皆様どんな事件でもそうだったと思いますが、法廷に入りますと、被告人が人違いじゃないかどうか確認して、検察官が起訴状を読み上げて、裁判官から注意をした後、被告人や弁護人から事実がそのとおりであるかどうか話があります。その後なのですが、検察官、弁護人という順番で冒頭陳述というものがあつたかと思っています。まずはその辺りから御感想、御意見をいただいきたいと思っています。

まず、検察官がこの事件はこんな事件です、このようなところを証拠に注意して見てください、といったことをプレゼンテーションするわけですが、そのような検察官やその後に行われる弁護人によるプレゼンテーションをお聞きいただいて、分かりやすかったかどうか、つまり、それを聞いた時にこういうところに注意して審理を聞いてほしいと言っているんだなということを理解していただけたかどうかについて、伺っていききたいと思います。どなたからでも結構ですが、冒頭陳述についてお気づきになったことであるとか、記憶に残っていてここは良かったとか、良くなかったとかいう意見がありましたら、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

(1番)

私が担当した裁判での検察官、弁護人による冒頭陳述については、両方とも、

はっきり言ってややこしい事件の内容であったので、何がどういうふうになっている事件なのかということ自体を、まず自分の頭の中に入れるというだけでした。あと直接証拠のない間接証拠だけの事件であったので、まず出てくる検察官側と弁護人側の内容を集中して聞くというだけで、特別な例なのかどうか分かりませんが、最初のプレゼンテーションである冒頭陳述では、どういった事件なのか大まかなことしか頭に入れることはできませんでした。これから出てくる詳しい証拠について、被告人が犯人かどうかをしっかりと見極めるためには、一つ一つ見ていかなければならないという大まかな流れとしては、検察官側、弁護人側とも分かりやすかったと思います。

(司会)

ありがとうございます。1番さんの担当いただいた事件では、結局、被告人が犯人かどうかということが争点であり、たくさんのお事実、しかも裾野が広いものについて証拠調べを行う予定であったので、それらを全部一つの冒頭陳述で説明するというのは大変だということで、いくつかの冒頭陳述を分けて、最初に全体的な冒頭陳述があって、その後に論点ごとの冒頭陳述があったかと思いますが、その論点ごとの冒頭陳述はいかがでしたか。

(1番)

論点ごとになっていって、初めて一つ一つ分かってきた状態、イメージ的には全体的に繋がっていったという状態でした。それで他の裁判員の方たちもいろいろな意見を出せるようになったと思います。

(司会)

論点ごとの冒頭陳述については、その論点についての結論を、どういう証拠で立証するという話になるわけですが、その繋がりは理解していただけましたか。

(1番)

それは大丈夫でした。

(7番)

私が担当した裁判は覚せい剤の密売事件でしたが、最初は被告人がどの立場にいるのかも分からず、どのような経路で覚せい剤を入手したかということもさっぱり分からない状態でした。それと一般的に私たちが先入観を持っていた覚せい剤の価格と比べ、冒頭陳述で聞いた覚せい剤の価格があまりにも安かったので、現実とはかけ離れていてギャップをかなり感じました。

(2番)

当たり前のことなのですが、検察官と弁護人が別々の視点に立って説明を行うので、最初の時点では混乱しました。それが放火かどうかというところが論点だったので、片方は放火するつもりはなかった、もう片方は火をつけて燃やすつもりであったということで、そこが当初は分かりづらかったです。

(司会)

ありがとうございます。その辺りはいかがだったでしょうか。検察官と弁護人で違ったことを言うわけですけれども、まったく正反対のことを言う場合もあれば、別のところを注目してくださいということもありますが、双方が言っていることの間接関係をどういうふうに頭の中で位置づけたらいいか、困ってしまった経験はありませんでしたか。

(7番)

私が担当したのは覚せい剤の事件でしたが、検察官側と弁護人側がテレビで見ているような言い合いみたいなものは一切なく、被告人が悪いのは分かっているので、弁護人側はもう少し刑を軽くしてもらえないかという程度でした。検察官側と弁護人側に持っていたこれまでの先入観とは違って、もう少し追及したらいいのにとか、もっと弁護したらいいのにとか思うことはありました。

(4番)

検察官による冒頭陳述で、検察官が途中で代わられて、その後の検察官の方の説明は分かりにくかったというのがありました。確か途中で退席されたと思います。

(司会)

検察官によるプレゼンテーションが分かりにくかったということですか。

(4番)

声がすごく小さかったです。それで他の方もボリュームを上げてくださいますようお願いしたのですが、検察官が代わられてからはちょっと分かりにくかったです。

(3番)

冒頭陳述ではなかったかもしれませんが、最初に検察官からもらった資料には図も書いてありましたし、時系列的にこういった形で殺人に至ったということなどを、裁判員の方に向かって、理解しているかどうか反応を見ながら、間をとりながら説明されていましたので、相当プレゼンテーションを勉強しているなあと感心しました。それに対して弁護人側では、説明する内容がそのまま文章になっただけのものが画面に写しだされましたが、それは手元にもらっている資料とまったく一緒のもので文章を羅列してあるだけでしたので、弁護人側の方がプレゼンテーションの技術を高める必要があるのではないかと私は思いました。

(司会)

それは証拠調べが終わった後の評議に入る直前のプレゼンテーションであったかもしれませんね。ありがとうございます。

(5番)

私も弁護人の方について印象があったのが、もともと被告人も認めていましたし、犯行の構造が単純なものであるせいもあるとは思いますが、弁護人の方がどこを中心に弁護していくかということが分かりづらかったです。これは冒頭陳述だけでなく裁判を通して一貫して、少し分かりづらかったと感じています。

(司会)

弁護人の主張のポイントがちょっと分かりづらかったということですね。ありがとうございます。先ほどちょっと資料の話が出てきましたので、その点についても少しお伺いしたいと思います。検察官、弁護人それぞれから、先ほどお話し

しました証拠調べが終わった後の評議に入る直前の論告・弁論の場面も含めて2回資料をもらっているかと思いますが、そのメモが分かりやすかったかどうかについて、お伺いしたいと思います。どうでしょうか。

(1番)

私たちも資料は多かったです。先ほど3番の方が言われたように、検察官の資料というのは、言われている内容が繋がっていて、何を伝えたいかということがはっきり分かりました。ただ、弁護人側というのは、筋がしっかりと通っていないイメージがあって、資料としてもちょっと大雑把だったので、逆にこちらが考えながら聞かないと分からない面も全体的に多かったと思います。

(司会)

ありがとうございます。1番さんの参加された事件では、最終的に弁護人の主張は通らないという形になったわけですが、主張の内容が合っているかどうかは別にしても、何を言いたいかが自分で分かりにくかったということですか。

(1番)

言いたいことは分かりました。ただ、検察官側からはこの人が罪を犯しているという筋がしっかり通った裁判員にも分かりやすい内容の資料が出ていて、さらに詳しく説明してもらった内容をその資料にたくさんメモしていたイメージがあるのですが、弁護人側はどちらかというところ、全体的に説明された内容を私たちが考えながらメモしていたイメージがありますので、資料としてももう少し分かりやすいものであれば、しっかり内容も聞けたのではないかと思います。もちろんしっかり聞いてはいましたが、法廷が終わった後に他の裁判員の方と確認したことが多かったのも事実です。

(司会)

ありがとうございます。検察官あるいは弁護人が冒頭陳述や論告・弁論において、「これを見ながら聞いてください。」ということで資料が配布されたかと思いますが、他の方はいかがでしたでしょうか。

(2番)

他の事件の方と同じように、弁護人のものはすごくシンプルでしたね。箇条書きで書いてあるだけのA4判1枚くらいで終わっていました。検察官のものはA3判1枚で時系列などもしっかりと書かれていたのですが、時々矛盾するのではないかなと感じることはいくつかありました。その点に関してはいろいろ質問させていただきました。

(司会)

検察官の方の書類に矛盾を感じることはあったということですか。

(2番)

そうです。検察官は聞いた事実をそのまま書いたのだと思うのですが、ちょっとおかしいと感じることはありました。もちろん裁判の中で解決していきましたが、最初の時点では結構、疑問点のある資料でした。資料自体はとても分かりやすかったと思います。

(7番)

皆さんには怒られるかもしれませんが、裁判というものは検察官側が細かく100%近い資料を揃えて提出してくるので成り立つのだと思います。弁護人の方は被告人からの聞き取りを中心に作成するので、資料は少なくても当然だと思います。それを一緒のような資料にというのは不可能だと思います。

(司会)

分かりやすいかどうかという点については、どうでしたか。

(7番)

十分に書かれており、内容も問題はなかったと思います。

(司会)

確かに検察官の方で全て証明しなければいけないのは間違いないので、それで長くなるところはあるかと思いますが、伝えたいことが伝わっているかどうかという点で言うと、弁護人も同じことになりますので、そういった観点でお伺

いしました。あと書いてあるメモの量についてですが、文字が多すぎてとか、逆にちょっと少なすぎて、先ほど1番さんのお話にもありましたが、自分でたくさんメモをとらなければいけなくて大変だったという経験はありませんでしたか。

(7番)

量については特にありませんが、自分たちと違って、文章作りが上手いので、なるほどと感心するところがありました。

(司会)

5番さんが参加された事件の場合、検察官の主張がそのまま認定されたわけではないようですが、検察官の最初のプレゼンテーションや最後のプレゼンテーションにおいて、資料が分かりにくかったということはありませんでしたか。

(5番)

それはなかったです。よく考えられていて、すごいなと思いました。

(司会)

ありがとうございます。あと、冒頭陳述のメモであれば、審理の間に見たりすることもあるかと思えますし、論告・弁論のメモであれば、評議の際に使うこともあるかと思えますが、審理や評議の間にそれらのメモを見返されていましたか。

(2番)

最初は使っていましたが、裁判の中でどんどん証拠が出てきて、どんどん話も変わってしまい、最初いただいたものの内容から大分ずれてしまっていたので、いただいたメモを自分で作り直していきました。

(司会)

ありがとうございます。先ほど冒頭陳述の内容について、分かりやすかったかどうか意見をお伺いしましたが、最後に述べられる論告・弁論の内容について、分かりにくかったとか、逆に良かったこととかお気づきになった点があれば御指摘いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(3番)

検察官の資料というのは論告でも分かりやすかったと思います。弁護人のものは文章の羅列で分かりづらかった印象があります。

(7番)

弁護人は検察官の主張をそのとおりですといった形で、弁護というほどの内容はなかったもので、印象としてはあまり残らなかったですね。

(5番)

何度も同じ話になって申し訳ありませんが、論点の軽度認知障害の「軽度」というのがどれくらいの程度なのかがよく分かりませんでした。精神科医の方も出てきましたが、数値化するような話ではなく軽度というところで話が止まってしまったので、検察官や弁護人の主張はよく分かりましたが、量刑として最終的に数値化していく際に、どのように数値化していけばよいか難しさを感じました。

(司会)

ありがとうございます。それでは次のテーマに移っていきたいと思います。

「意見と証拠は違いますよ。」という話が、審理が始まる前に裁判官からあったと思いますが、今までは意見についてのお話でした。これからは証拠に関するお話を進めていきたいと思います。いずれの事件でも、冒頭陳述の後に、検察官から請求があった証拠の取調べがあったと思います。検察官が証拠書類や供述調書の内容を朗読したり、あるいはモニター画面に映像や写真が映し出されて、それを見ていただく、場合によっては、証拠物を御覧になっていただくこともあったと思います。そういった、証拠書類等の取調べの御感想をお伺いしたいのですが、検察官が請求した証拠について取り調べた内容が記憶に残ったかどうか、分かりやすかったかどうかについてはいかがでしょうか。

(1番)

検察官や弁護人からの証拠について、私たちはその証拠が繋がっていくかどうかという点が中心であったので、集中して見たり聞いたりして内容を把握する必要がありました。当時は全部頭の中に、今でも8割ぐらいの記憶が残ってい

るくらいに集中していました。被告人は無罪主張であり、検察官は間接事実を積み上げて立証するという形の裁判でしたので、その見極めの為には証拠をしっかりと把握して考えなくてはなりませんでした。そこで、メモをとったり図を描いたり紙がいっぱいになるくらいの手控えを毎日とっていました。

(司会)

1番さんが参加された事件は、証拠書類は多くなく、証人尋問により考えていただいた事案であったと思います。そのような事案であったので、提出された証拠について、証拠の意味を証人尋問の中から把握していかななくてはならない事件であったと思います。

(1番)

そうですね。イメージとしては、どちらかという証人の方からの証言と証拠として何か資料が添付されていた程度のもので、写真などの証拠についても証人の説明を聞きながら把握していくという形でした。耳で聞いて、手でメモを取り、後で考えるという形で進んでいきました。

(司会)

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

(2番)

証拠書類で、消防士が燃焼実験をしたものが提出されましたが、そもそもの前提が事件と違っており、そのようなものが証拠になるのかという疑問がありました。事案は、畳に灯油を数滴落として火を点けたというものでしたが、燃焼実験では100mlの灯油を畳に落としたものと、灯油を落としていないものが比較されていました。燃焼実験で使用された着火道具についてはライターを使用していましたが、本件ではライターは証拠としても何も出ていませんでした。結果として、火はつかなかったのですが、つかなかったという主張だけで、そうであれば本件の火はどこから出たものかということはどこからも出てきませんでした。本件は、自白事件でしたので被告人の供述に基づいた燃焼実験を

して証拠として提出していただきたかったです。

(司会)

はい、ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

(7番)

私が担当した事件は、覚せい剤の密売というものでしたが、ここまで細かく郵便物の配達などを特定できるのかと感心しました。

(司会)

ありがとうございました。3番、4番さんに参加していただいた事件は、割と検察官の取調べの時間が長かったのではないかと思いますのですが、それについて何かお感じになったことはありますか。

(3番)

私が参加したのは強盗殺人という事件でした。証拠を映像でも見ましたが、顔の部分などはイラストにしてあり、絞殺された首の部分だけが写真で写っていました。

(司会)

4番さんも同じ事件を担当していただきましたけれども、その辺りはいかがでしたでしょうか。

(4番)

写真では、傷の細かい線などがはっきりと分かり、見るのが嫌な部分もずいぶんありました。

(司会)

血の付いた傷の写真などを御覧になられた方は、どの程度見えますか。

1番さんはそのような写真を見られたようですが、いかがでしたか。

(1番)

被害者の負った怪我の部分が、検察官が主張する凶器により負った怪我であるかどうかを見る必要があったので怪我の写真を見ましたが、特に嫌な気持ちに

なるということはありませんでした。

(司会)

他の方で、証拠の写真を見て、このような写真を見たくなかったという御感想を持たれた方、あるいは、普通であれば嫌な写真かもしれないが、このくらいは大丈夫と思われた方などはいらっしゃいますか。特にお見えでないようですね。

あとは、証拠調べの中で供述調書を読み上げる場面があったと思いますが、お聞きになられて内容が頭に入ったかどうかはいかがですか。

(7番)

法廷の中で聞いている時は、分かりづらく思うことはありましたが、評議の中で裁判官から説明を受けると供述内容も理解できました。

(司会)

後で供述調書の内容について話をしましたか。

(7番)

後でメモ書きなどを見て話をしました。そこで、話の内容を理解することができました。

(司会)

検察官の証拠調べの時間は、6番さんも割と長めであったと思うのですが、その辺りはいかがでしたか。

(6番)

検察官の供述調書の読み上げは分かりましたが、弁護人の読み上げられたものは声が聞きづらくて分かりにくかったです。

(司会)

証拠がなくて判断に困ったという記憶はありますか。

(2番)

私は放火の事件を担当したのですが、最後まで火元が何から燃えたのかがわか

らないままでした。被告人が争っていなかったのに、特に問題ではありませんでしたが。

(5番)

客観的な証拠は何だったんだろうと思いました。被告人が、特に争っている事件ではないことから、そのようなことになったのかもしれませんが、裁判の途中で被告人が否認に転じたらどのように認定するのか、私の記憶から抜けているだけかもしれませんが、疑問に思うところがありました。

(司会)

争点に合わせて立証するということになりますので、おそらく被告人が事実を争っているかどうかで検察官の請求証拠の量は変わってくるのだらうと思います。

次に、証人尋問や被告人質問についてお聞きします。証人尋問や被告人質問が分かりやすかったかどうかはいかがでしょうか。

(3番)

検察官が被告人質問を行う時に、事件発生時から裁判の開始までに1年ほどの期間が経過しているため、被告人が「よく覚えていませんが、検察官がそのように言われるのであればそうでしょう。」という答え方をしていました。また、被告人が、検察官の質問に対して否定する答えをすると、検察官は「供述調書を作成した時に録画していたビデオを提出することもできるがどうですか。」というように確認すると、「検察官が言われるとおり、そうだと思います。」という回答をしていました。

(司会)

おそらく、検察官としては捜査段階で話した内容と、法廷で話している内容が違ふということを示したいということだったのでしょうか。

(3番)

検察官は確認として話を聞いているようでしたが、被告人は覚えてないのか、

とぼけているのか分かりませんが、あやふやな回答をしていました。

(司会)

他の方はいかがでしょうか。

(5番)

被告人が、正直なところ何を言っているのかわからないところが多く、それが認知症の影響の為であるのか、意識的にそのような発言をしているのかわからないところがありました。一貫しているところと、そうでないところが混在していて、それをどう受け取ればいいのか難しいという印象を受けました。

(2番)

裁判所から被告人に対して行う補充質問について、評議室で質問内容を確認してから行いますが、被告人質問を行っているところに追加して聞いてほしいところを裁判官に伝えることが私には難しかったです。

(司会)

事件によっては、医者を証人として尋問を行うことがあったと思います。この点についてお聞きしますが、医者の尋問内容は医学の話が出てきて話自体が難しいところがあると思います。そのような話については、皆様に理解していただけるように工夫はしているのですが、その工夫が効果的であったかどうかについては、いかがでしたでしょうか。

(1番)

もともと難しい内容で、頭部を叩いた時に付く傷がどのように付くのかを、豚皮を利用して実験した内容を説明されましたが、私は理解できました。裁判員の中には、医者の話だけでは分からない人もいたようですが、その後みんな話をしていき理解ができていたようでした。

(司会)

ありがとうございました。3番さん、4番さんは先ほどの話のようにロープの話などを聞いていただきましたが、いかがでしたか。

(3番)

ロープで首を絞めた場合、ロープの傷跡の他にロープにより皮膚が切れた状態になるのかどうかを説明されて、皮膚も切れた状態になるという分かりやすい説明がありましたので、その話を信用しました。

(司会)

4番さんはいかがでしたか。

(4番)

証人の話はよく分かりました。

(司会)

5番さんはいかがでしたか。

(5番)

断定的に話をされるような印象がありました。その話は、多くの場合には事実であると思いますが、被告人に対してその内容が100%当てはまるかがどうか疑問でした。専門的なことを質問される裁判員の方がいましたが、その質問内容については100%否定されていました。客観的なデータなどで説明することが必要ではないかと思いましたが、本件では被告人が事実を認めていたことなどから、断定的に説明しているところに違和感を覚えました。説明内容はシンプルで分かりやすい話でしたが、納得できるかについては迷いがありました。

(司会)

6番さんはいかがでしたか。

(6番)

2人の医者が証人として尋問されました。話の内容は分かりやすいものでしたが、示されたデータは分かりづらかったです。精神科の医者の尋問では、被告人がうつ状態であるのかどうかの話が出ましたが、結論ははっきりと分かりませんでした。

(司会)

証人尋問，被告人質問の時に，検察官や弁護人から尋問メモが配布されていたと思います。尋問メモの使い勝手はどうでしたでしょうか。

(1 番)

尋問内容が多かったためか，用紙がA3のものが配布されましたが，大きすぎて扱いづらいので，必要であればA4のものを2枚にするなど大きさは統一していただいた方が利用しやすいです。

(7 番)

最初はメモをとっていましたが，話集中しているとメモをとらないようになりました。

(司会)

評議についてお伺いします。7番さん，8番さんの事件については量刑が問題でしたが，それ以外の方の事件は被告人が認めているかどうかに関わらず，事実認定の判断が問題になったのではないかと思います。評議全体について，何か苦労したことなどはありましたか。

(1 番)

私たちが担当した事件は，被告人が無罪を主張している事件で証拠も状況証拠を積み上げる形でしたが，休憩時間にも話をして理解を深めていき結論に結びつけていったと思います。

(2 番)

意見を述べる順番について，補充裁判員も含めていろんな順で尋ねていった方がいろんな意見が出たと思います。

(3 番)

量刑グラフを確認したところ，範囲が絞られてきてその範囲で意見も統一されていったので，あまり難しいという感じはありませんでした。

(4 番)

3番さんと同様です。

(7番)

量刑を決めるところが問題でしたが、話をしていくうちに裁判員のみんなの理解が深まっていきました。

(8番)

裁判員の皆さんは、生活も仕事もまちまちですから、意見も違って当然だと思います。その中で、裁判長の司会で裁判員全員が意見を述べることができ、また、他の裁判員の方のお話を聞いて考える機会を与えていただき、十分に検討して結論を出すことができたといい良かったです。

(6番)

私が担当した事件は、強盗殺人でしたが評議の最後に刑を決めるときには迷うところがありました。被告人を自分に置き換えて、今後の社会復帰についても考えたりして悩みました。難しいと思います。

(5番)

事実関係は、それほど難しい事件ではなかったので裁判員の認識は一致していたと思いますが、私の印象では、量刑については、ばらつきがあったように思います。その理由について考えたところ、一つ一つの行為や事象について、それを数値化して考えていかななくてはならないと思うのですが、そこを数値化せずに考えたことで、思いとのずれがあったように思います。

(司会)

ありがとうございました。数値化という話がありましたが、裁判所としては数値化するものとして量刑グラフというものがあります。いずれの事件でも、量刑グラフが示されたと思いますが、量刑グラフを示すタイミングや示し方についてお聞きしたいと思います。

(2番)

示されるタイミングは良かったと思います。事案が事案でしたので、量刑グラ

フもまとまっていたように思いましたが、参考になりました。

(7番)

過去の例を示していただいたので良かったと思います。その上で、いろいろな意見を出して最終的に刑を決定したと思います。

(1番)

タイミングも良かったと思います。

(司会)

ありがとうございます。他の方で、なぜこのような過去のデータを示すのだろうか、このようなものを見ても仕方がないなどという意見の方は見えますでしょうか。

(7番)

やっぱり示してもらった方が良いと思います。

(司会)

それでは、次に審理日程についてお伺いします。御意見や御要望があれば、今後の参考にさせていただきたいと思います。

(1番)

私が担当した事件は、ほとんどの日は早く終わったと思いますが、長い時は午後5時近くまでかかった時もありました。証拠や証人について、中身を検討しなければならない時には、時間が長くかかることもありましたので、そのような日の夜は精神的にも疲れていました。そのような状態でも、翌日には審理が続きますので、疲れがたまるという状態でした。連続して審理が行われるのは、最初に若干ありましたが、段々と余裕を持った日程になっていました。全体的にどうだったのか、はっきりと分かりませんが、期間中に審理を終えなければならないということと、疲れて眠れない日も増えてきたことから辛かったのは事実です。

(司会)

ありがとうございます。やり方次第では、時間もみっちり入れて、審理も連続的に行うことで、全体の期間を短くすることも考えられたと思いますが、そのようなやり方については、どう思われますか。

(1 番)

短く設定されると、もっと辛かったと思います。長くかかった日の後に、割と短時間で終わる日があったりと、休息できる場所もあったので、このような日程で良かったと思います。

(司会)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

(7 番)

1 日の審理が思ったよりも短く感じました。裁判員の皆さんも仕事をされていますので、間隔をもう少し取って、審理の間に出勤して仕事をこなすことができるように設定してもらえると、もっと良かったと思います。

(5 番)

精神的に辛いところは私も同感です。それ以外に、裁判員として出頭すると会社を 1 日休まなくてはなりません。会社員としては、会社を休むということは大きなことですので、もし休んで裁判員として勤務するのであれば、夜遅くまで続けていただいたり、土日なども審理を行うなどして会社を休む期間を最大限減らす方向で日程を組んでいただけるとありがたかったです。

(4 番)

選任期日に引き続いて午後から審理でしたが、会社を選任されたことを報告してから裁判員として勤務したかったです。審理については、続けてもらった方がいいと思います。評議の後に期日が若干空いたところがあったので、期日が続いた方がいいと思います。

(3 番)

私も、選任期日の午後に引き続いて審理を行いました。選任手続に来るときに、

審理予定の間の全て有給休暇をとっておきました。もし、選任されなければ有給休暇を取り消せばいいと考えていました。日程は、通算で8日間なのでそれほど長くはないと思いましたが、朝から晩まで裁判所に缶詰状態であったので、拘束時間が長いと感じました。

(司会)

ありがとうございました。ここから先は、検察官、弁護士からの質問を受けていただこうと思います。

(検察官)

私の方から2点お伺いします。

1点目は、評議と当事者の主張との関係です。我々、検察官や弁護人は、冒頭陳述メモ、論告メモ、弁論メモという形で、「こういう点に着目してください。」ということで、いろいろな場面で主張していますが、その主張について、「評議の場でそのメモを見返すことはあります。」とおっしゃって見えたのですが、評議の際には、当事者の主張というものに沿った形で進められるのか、あるいは、「皆さん気づいた点はありますか。」というような形のフリートークで進められるのかについて、お気づきの点があれば教えてください。もっと言えば、当事者がそれほど主張していないのに、「なぜそのようなことまで話す必要があるのか。」などと思われるところがあるなど、そのようなことがあれば教えていただきたいと思います。

2点目は、先ほど3番さんがおっしゃって見えたことに関連するのですが、被告人とのやり取りの中で、被告人も事件から時間が経ってあまり覚えていないところがあるということもありますが、どういう話を以前の捜査段階でしているか、あまり覚えていない、あるいは、とぼけているのかなどというようなことがあったとのお話でした。その中で、検察官から取調べ段階のDVDの話があり、被告人は「そのように録画されているのであればそうであろう。」という回答をしていたとのこと。端的に言って、そのような話をしているので

あればDVDを見てもいいと思われるかどうかについてお聞かせいただきたい。  
また、被告人質問の中でそのような内容の話になるのであれば、DVDの再生  
はいらなくと思われるかどうかはいかがでしょうか。3番さん、4番さんが担  
当された事件であったと思いますがいかがでしょうか。

(司会)

二つ目の質問からお聞きしたいと思いますが、3番さん、4番さんはいかがで  
したでしょうか。

(3番)

DVDがあれば、それを見せていただければ取調べ状況もよく分かりますし、  
可視化の問題もありますので、DVDがあるのであればそれを見せていただく  
方が良いと思います。法廷で被告人を見ていたところでは、事件から1年以上  
が経過していることから、よく覚えていないのかなと感じました。しかし、そ  
のにより、判断に困るということはありませんでした。

(4番)

3番さんと同じです。

(司会)

それでは、一つ目の質問に移りたいと思います。

(1番)

検察官、弁護人の主張に沿って評議を進めていましたが、完全否認で状況証拠  
を積み上げる事案でもありましたので、主張から外れて考える裁判員の方も見  
えたと思います。それでも、軸としては当事者の主張に沿って検討していたと  
思います。

(2番)

評議の進め方として、当事者の主張に沿って進めていたと思いますが、検察官  
の被告人質問には、ずれている部分も多くあったように思います。検察官には、  
被告人質問の被告人からの回答を無理やりこじつけて組み立てている印象を受

けました。

(3番)

検察官の主張をもとに評議を進めていました。被告人も、事案を認めており情状面を検討したくらいです。

(4番)

検察官の主張は筋が通っていましたが、弁護人の主張は話が繋がっていない印象でした。

(5番)

検察官の主張があり、裁判員が理解した思いがあり、被告人が公判になって初めて話し出した内容もあったので、その中の何が本当のことであるのかを知りたいという思いがありました。犯罪を起こした事実について議論をしていましたので、個人的には動機の形成とか、ことの成り立ちなど、気になったところはありませんが、当事者の主張に沿って評議を進めていたという印象です。

(6番)

検察官の方が、説明がうまいという印象でした。弁護人の話は理解しにくい内容でしたので、検察官の話で進めました。

(7番)

当事者の主張をもとにして評議を進めていきました。

(8番)

7番さんと同様で、当事者の主張をもとに話を進めていました。

(司会)

ありがとうございました。次に、弁護人からの質問はありますか。

(弁護士)

1点だけ質問させていただきます。評議の中で、例えば殺人事件を担当された裁判員の方は、他の殺人事件と比べて担当された事件の刑はどの程度の重さの刑であるかということをお聞きしたいと思います。評議が始

まる前の段階で、想像していた刑の重さと、実際に評議を行って結論が出た時に感じた刑の重さとの間でどのような差がありましたか、それとも差はありませんでしたか。また、当初想像していた刑から判決をした刑へと考え方が変わった理由はどのようなものがありましたか。

(1 番)

当初にイメージしていた刑よりも、判決をした刑の方が軽く感じました。結果として、人を殺しているということを前提として考えたところでは、もっと重いと思っていました。裁判員の意見が軽い方向に変化していったのは、みんなで議論する中で、被告人の更生可能性等を考えながら意見が変化していききました。

(5 番)

もっと厳しくてもいいと思っていました。評議において、被害者目線か犯罪行為の結果という目線かなどを考える中で、気持ちに変化していったところがあります。ただ、私の感覚としては、殺人事件で奪った命を考えると、その人の今後生きられるであろう期間と刑として被告人が受ける期間を比較して、刑の方が短いということは理解しにくいところがあります。

(7 番)

覚せい剤の事件を担当しましたが、社会に与える影響を考えて、量刑を考えるべきであったかと思います。たくさんの人に影響がでるものですので、もっと重くていいように感じます。

(司会)

最後に、今後、裁判員をなられる方に対して、一言ずつメッセージを頂戴して締めくくりたいと思います。1 番さんから順番にお願いします。

(1 番)

たぶんどんな方も裁判員裁判に入ってしまうと、その事件に対して集中していくでしょうし、頭の中でそれぞれの考えを持って臨むと思います。ただ、その

中で意見をしっかり言えるか言えないかで変わってくると思うんです。私たちの事件では特にそうでした。質問していくことをしっかりする必要があるし、納得いかないことがあれば一つ一つ質問していけるように、裁判所の方も誘導してあげてほしいなと思います。

(2番)

人の意見はそれぞれであり、正しい、正しくないもないので、証拠に基づいて自分の意見を自分の言葉で言えばいいと思います。どうしても周りの人と意見が違うことにビクビクされていた方が多かったので、自分の意見をそのまま言って、たとえそれが違っていても、それはそれでいいことではないかと思います。

(3番)

裁判員裁判が終わってから、高校の同窓会がありました。50人ほどの参加者でしたが、近況を聞かれたので、裁判員裁判に参加した話をしてPRをさせていただきました。これから裁判員になれる方には裁判は堅苦しいと考えている人も多いかと思いますが、今後ますます裁判官、検察官、弁護士の方の努力で言葉も平易になっていくと思いますし、是非ともたくさんの方が参加されるように希望しています。裁判員制度については、よく分かってない方も多いかと思うので、マスコミを大いに利用して、PRしていただきたいと思います。

(4番)

いい経験だったと思います。こういう経験は二度とないと思います。これを踏まえてこれからの方も是非経験してもらいたいと思います。裁判官の方も気さくな方でしたし、どんな意見でも聞いていただいて、答えてもいただきました。どんな事情があっても1回は経験してもらいたいと思います。

(5番)

同じ情報を持っていても、感じ方は人それぞれ違うということを、これまでも感じていましたが、裁判員裁判を経験してより強く感じるようになりました。そ

ういう経験はなかなかできないし、裁判員裁判が終わった後、テレビのニュースとかで裁判の結果を見ると、今までは刑が軽すぎるとしか思っていなかったようなことが、違った見方ができるようになりましたし、ほんの一部だとは思いますが、裁判制度も理解できるようになりました。やはり時間的な拘束が長く、精神的負担も確かにありますが、経験は貴重な財産になると思いますので、是非参加していただきたいと思います。

(6番)

自分としてはいい経験になったと思います。これから裁判員になられる方も、分からないことがあれば、何でもいいので裁判官に聞いてもらえばいいと思います。

(7番)

実は義理の兄も裁判員裁判に参加していて、私も当然の義務として参加させていただきました。周りの人間の10人中9人くらいは災難みたいに言いましたが、私は本当にいい経験をさせてもらいましたので、子供や身内が候補者に選ばれた場合は必ず勧めようと思っています。また、職場には確かに休んで迷惑をかけることになるので、もっと盛り上げて行ってこいと快く送り出してくれるような社会になるようPRしていただければいいなと思います。

(8番)

いい経験をさせていただいたと思っています。NPO法人の代表者の方に夫から話をさせていただいたところ、関係者の方からは是非、裁判員制度の話をお聞きしたいと言われていました。私は直接聞いてはおりませんが、若い方に裁判員制度を知っていただいて見聞を広めてもえらえれば、私が裁判員裁判に参加したこともお役に立つのかなと思いますので、お話を続けていきたいと思っています。あと、話は変わりますが、裁判員の保護に関しても、不安に感じておられる方も多いと思うので、裁判所の取組みをもう少しアピールしていただければ、もっと協力的に取り組もうと思う人が増えていくのではないかなと思います。

(司会)

本日はお忙しいところ，裁判所までお越しいただいた上，活発な御意見，御感想を頂戴しまして，誠にありがとうございました。